

公益社団法人 大阪府放射線技師会 定款

公益社団法人 大阪府放射線技師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪府放射線技師会と称する。

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、診療放射線学及び診療放射線技術の向上を図るとともに、診療放射線技師の職業倫理の高揚を図り、もって府民の保健福祉に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 診療放射線学及び診療放射線技術を通じての社会活動による保健福祉への寄与
- (2) 放射線管理の充実と医療被ばく線量の低減事業
- (3) 診療放射線障害に関する調査研究、相談並びに啓発普及
- (4) 診療放射線学及び診療放射線技術に関する研究並びに開発
- (5) 診療放射線技師の生涯教育
- (6) 診療放射線技師の職業倫理の高揚に関する研修会等
- (7) 関連団体との連携を密にする活動
- (8) 前各号に関する図書、印刷物等の刊行
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、大阪府域において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、正会員、名誉会員、協賛会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 大阪府下に勤務又は居住する診療放射線技師及び診療エックス線技師であって、この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人
- (2) 名誉会員 この法人に功績のあった正会員で理事会が選考して、総会の承認を得た個人
- (3) 協賛会員 この法人の目的に賛同し、理事会の承認を得て入会した団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。但し、名誉会員は除く。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(会員資格の回復)

第12条 第10条第1項第1号により会員資格を喪失した者であっても、6ヵ月以内にその未納会費を支払えば、理事会の承認を得てその資格を回復することができる。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会又は除名された会員が、既に納入した会費、その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第14条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 会員総会の議長は、当該会員総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第19条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決権の行使)

第21条 やむを得ない理由のため、会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は、会員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長、8名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会長の選定及び解職)

第24条 理事会は、会長を選定及び解職する。この場合において、理事会は、会員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長が業務を執行できないとき、又は欠員のときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

第31条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。その任期は委嘱したる会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、会長の諮問に答え、会長の必要とするこの法人の会議に出席して意見を述べるができる。但し、議決に加わることはできない。

(顧問報酬等)

第32条 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選任及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算書および資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款・会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 組織及び委員会

(組織及び委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により部会、委員会、諮問機関及び下部組織等を設置することができる。

第 11 章 補則

(補則)

第50条 この定款に定めるもののほか、定款の施行についての必要な事項は理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の役員は次のとおりとする。

会 長	牧島展海
副 会 長	井戸豊明、土谷輝美
常務理事	新谷栄造、石黒秋弘、迫田和志 檀上輝、田中貫志、野口真
理 事	山本兼右、鈴木賢昭、久住謙一、楠本美千代、岡崎安宏 平井良介、山下純子、相良健司、吉田晃久、清水靖雄、吉村久哉
監 事	小川利政、坂下恵治
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。